

[事案 2023-299] 災害通院給付金支払請求

・令和6年10月1日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、災害通院給付金が支払われなかったことを不服として、災害通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年1月に業務従事中のバイク転倒事故により受傷し、同年1月から同年5月まで33日通院したため、平成18年5月および同年6月に契約した生存給付保険2契約にもとづき、災害通院給付金を請求したところ、令和5年1月から同年2月上旬までの通院6日分の給付金しか支払われなかった。しかし、以下等の理由により、残る27日分の災害通院給付金を支払ってほしい。

- (1) 医者が保険会社に提出した通院証明書の「平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治った日」の欄には、「2月10日頃」と記載されているが、右腕が左脇腹に着かない、右上に上げにくい等の症状があり、右腕が動かさづらく痛い状態であったが業務をしていたわけで、2月10日頃に治ったわけではない。
- (2) これまで何回か同様の事故を起こして他の保険会社に請求したが、通院した日数で支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社が受理した通院証明書では、「平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治った日」が「2月10日頃」という事実が証明されている。
- (2) 2月10日以降の通院は、「平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治った日」以降のものであるため、支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。